

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務」(以下「本業務」という。)の公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加しようとする者が提出する企画提案書等を比較検討し、本業務の受託者を決定するために行う本プロポーザルの実施に際して必要な事項を定める。

(本業務の内容)

第2条 鳥取県は、本業務についてより効果的なワークショップを行うため、孤独・孤立対策に関する経験・技術・企画力をもつ民間事業者等に、その業務を委託する。

2 本業務の内容は、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップの企画・運営とし、詳細は「委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(予算額)

第3条 本業務の予算額は、金 2,000,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(業務(実施)期間)

第4条 本業務の業務(実施)期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
- (3) 本業務の調達公告日から企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていない者であること。

(応募手続)

第6条 本プロポーザルの実施要綱等は令和7年5月1日(木)から同月26日(月)まで

の間にインターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和7年5月1日(木)同月26日(月)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

電話 0857-26-7158 ファクシミリ 0857-26-8116

電子メール kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp

(参加の表明)

第7条 提案者は、令和7年5月26日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までに、参加申込書(様式1)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を第6条第1項第2号の場所へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとし、持参による場合を除き、第6条第1項第2号の場所に事前に電話連絡する。

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

2 第1項の規定に基づき提出された参加申込書等から参加資格の有無を審査し、その結果を同月30日(金)までに通知する。

(企画提案書の作成)

第8条 企画提案は1提案者につき1提案とし、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務企画提案書(様式3)(以下、「企画提案書」という。)をA4判縦(A3判の折込可)の規格により製本し、正本(1部)及び副本(5部)の計6部作成すること。なお、企画提案書一式を文字検索が可能なPDFファイルに変換すること。

2 企画提案書には、仕様書に基づく具体的な企画提案内容、提案者の会社・団体等の概要及び選任を予定する業務処理責任者の氏名、過去に履行した類似の業務実績、業務の実施体制、見積書を添付すること。なお、添付書類の詳細は企画提案書に記載のとおりとする。

3 企画提案内容には、仕様書の5の業務内容の具体的な広報計画及び業務スケジュールを記載すること。

- 4 提案者は、本業務の一部の再委託を予定する者又は本業務に関する助言等を受けることを予定する者（以下「協力者等」という。）の協力を得て企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、必ず業務の実施体制に記載すること。
- 5 見積書については、仕様書の5の業務内容ごとに経費の積算内訳が分かる内容であること。

（企画提案書等の提出）

第9条 提案者は、第8条に基づき作成した企画提案書（電子媒体を含む。）を第7条第2項の参加資格を有する通知を受けた日から令和7年6月16日（月）午後5時までに持参又は郵送の方法により第6条第1項第2号の場所へ提出すること。

ただし、持参による提出の場合は、同月16日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付けるものとし、郵送による提出の場合は同月16日（月）午後5時必着とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（企画提案書等の無効）

第10条 次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

- （1）第5条各号に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書又は虚偽の記載がなされた企画提案書。
- （2）第8条各号に掲げる企画提案書の作成要件を満たしていない企画提案書又は第9条に規定する提出期限を過ぎて提出された企画提案書。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。
- （3）企画提案書等を提出した提案者が第13条第4項に規定するプレゼンテーションに参加しなかった場合。

（企画提案書の取扱い）

第11条 企画提案書は、原則として返却しない。なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

（企画提案書等の作成に関する質疑応答）

第12条 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和

7年5月12日（月）午後5時までに第6条第1項第2号の電子メール（任意様式）に提出すること。当該方法以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務」と記載すること。

- 2 質問及び回答については、令和7年5月16日（金）午後5時までに提案者全員に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>) で掲載する。

（審査会の設置）

第13条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査会は2名以上の県職員以外の孤独・孤立対策に関する知識を有する者を委員に含む計4名又は5名の審査委員で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、各提案者による15分以内（時間厳守）のプレゼンテーションを実施し、その後15分の質疑応答時間を設ける。
- 5 情勢によって集合での審査会の実施が難しい場合は、別の方法（リモート等）を検討のうえ実施する。
- 6 審査会は令和7年6月下旬を予定し、開催日時、集合時間、場所等については、別途提案者に通知する。

（評価方法）

第14条 鳥取県は「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務評価要領」（以下、「評価要領」という。）を定め、審査会は当該評価要領に基づいて評価を行う。

（提案者の失格）

第15条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者については失格とする。

（最優秀提案者の選定方法）

第16条 第14条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(審査結果の通知、公表)

第 17 条 鳥取県は、審査結果を提案者全員に通知するものとする。なお、通知の内容のうち審査結果については、提案者全員の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

2 審査の経緯は公表しない。

3 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4 第 10 条により無効となった企画提案書等、第 15 条により失格となった企画提案書等、企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

(契約の締結)

第 18 条 鳥取県は、第 16 条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、第 16 条により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(契約保証金)

第 19 条 契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として委託料限度額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(スケジュール)

第 20 条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、企画提案書等の提出期限以降の日程は状況に応じて変更する場合もある。

(1) 調達公告	令和 7 年 5 月 1 日 (木)
(2) 質問受付期限	令和 7 年 5 月 12 日 (月)
(3) 企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 16 日 (月)
(4) 審査会開催	令和 7 年 6 月下旬頃 ※予定
(5) 審査結果の通知	令和 7 年 7 月上旬頃 ※予定
(6) 企画提案等の協議及び見積り依頼	令和 7 年 7 月上旬頃 ※予定
(7) 契約締結	令和 7 年 7 月中旬頃 ※予定

(企画提案書等の取扱い)

第21条 企画提案書の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書は返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書の提出後の差替え及び追加、削除、加筆修正等は認めない。

（契約の解除）

第22条 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として委託料限度額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うもので

あると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課長が別に定める。

2 企画提案書の提出後に本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課へ連絡するとともにその旨文書で通知すること。

3 本プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

4 本プロポーザルは、提案者の企画力や具体的な業務実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも第16条により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

5 第16条により選定された者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。

また、第16条により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、鳥取県との契約関係を生じるものではない。

附 則

この要領は、本件調達公告日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。